

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和元年9月4日

東京都作業部会確認年月日 令和元年9月5日

事業名 共同実施事業（仮設等）

案件名 オリンピックスタジアムTVスタジオ整備工事

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること		本工事は、仮設等インフラ整備であり、都が経費を負担する理由がある。また、負担額については、平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものである。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		経費分担にかかわらず、仮設オーバーレイ整備については、組織委員会が担うこととなっており、本工事は、仮設オーバーレイ整備であるため、組織委員会が一括して執行することが効率的かつ効果的である。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	本工事は、オリンピックスタジアムを背景として、放送事業者が中継等を行うためのTVスタジオの整備を行うものである。内容や機能は、IOC(OBS)要件を満足する必要最小限のものである。	
	効率性	工事費は、都の工事積算標準に準じて、複数社見積りを徴収するとともに、市場価格に精通したコンサルタントの査定を受け、算出されており妥当である。また、特別契約を採用することにより、限られた工程での確実な施工を担保している。	
	納得性	発注図書は、IOC(OBS)等との協議結果に基づき、作成されており、妥当である。また、積算についても、都の基準、単価に準じて算出されており妥当である。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		本工事は、仮設等インフラ整備であるため、公費を負担する対象として、適切なものである。 現時点では大会経費の都の枠内であることを確認できないため、当面は組織委予算の執行とする。	

※公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。